

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎で使用するIP電話サービスの供給

VoIPゲートウェイ 一式

供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間

市外通話（鳥取県外に限る。） 278,000分

国際通話 17,200分

※ 供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間は、平成19年1月から同年9月までの間に、鳥取県庁舎からIP電話を使用して通話した際の通話時間を基に算出したものである。

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 供給期間

平成20年1月1日から平成21年1月31日まで

### (4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

### (5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算した初期導入費用、月額固定料金及び通話料金の13ヶ月分の合計金額を記載すること。

なお、入札金額は消費税及び地方消費税を考慮した金額を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額も明記すること。

おつて、7に示すとおり、本件調達は単価契約を含む契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者（営業内容に通信サービスに類する内容が登録されている者に限る。）であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月6日（火）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当に提出すること。

### (3) 平成19年10月26日（金）から同年11月27日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であつて、IP電話（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号及び第10条第2号の規定により番号が割り当てられたものに限る。）を運営するものであること。

### (5) 1の(3)の供給期間中、確実に安定したサービスの供給ができる者であること。

(6) 次に示す通話種別毎の通話料金単価を上回らない料金単価を提示できる者であること。

市外通話（鳥取県外に限る。） 3分当たり 8円

国際通話（韓国に限る。） 1分当たり 30円

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課施設係 電話 0857-26-7773

#### (2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成19年10月26日（金）から同年11月8日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成19年10月26日（金）から同年11月8日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (3) 郵便等による入札

不可とする。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月27日（火）午後2時

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年11月8日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で見積もった金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で見積もった金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の中止

入札に参加する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(4) 契約書作成の要否等

要。

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された初期導入費用、月額固定料金及び通話種別ごとの通話料金単価とする。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。